

改定前	改定後
<p>第2章 個人情報の取り扱い</p> <p>第14条 (個人信用情報機関の利用および登録)</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込みされた方（以下併せて「本会員等」といいます。）は、銀行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟会員」といいます。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。</p> <p>(1)両社が自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のためにそれが加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報（官報等において公開されている情報、当該各機関によって登録された情報に関する本人から苦情を受け調査中である旨の情報、および本人確認資料の紛失・盗難等にかかり本人から申告された情報など、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関のそれが独自に収集・登録した情報を含みます。以下本条において同じです。）が登録されている場合はこれを利用すること。</p> <p>(2)本規約末尾に加盟個人信用情報機関毎に記載されている「登録情報および登録期間」表の「登録情報」欄に定める本会員等の個人情報（その履歴を含みます。）が各加盟個人信用情報機関に同表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。）のためにこれを利用されること。</p> <p>(3)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、銀行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p> <p>第3章 ショッピング利用・金融サービス</p> <p>第22条 (ショッピングの利用)</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、</p>	<p>第2章 個人情報の取り扱い</p> <p>第14条 (個人信用情報機関が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等)</p> <p>1. 本会員および本会員として入会を申し込みされた方（以下併せて「本会員等」といいます。）は、銀行またはJCBが利用・登録する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関に加入する金融機関・貸金業者その他与信事業者・包括信用購入あっせん業者等（以下「加盟事業者」といいます。）に対する当該情報の提供を業とするものをいいます。以下同じです。）が保有する信用情報の利用および個人信用情報機関への信用情報の提供等について以下のことに同意します。</p> <p>(1)両社が本会員等の本人を特定するための情報（氏名、生年月日、電話番号、本人確認書類の記号番号等、住所等）を、両社がそれぞれ加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」といいます。）に提供し、本会員等に関する信用情報（(4)①に定める情報をいいます。以下同じです。）をこれらの個人信用情報機関に照会すること。</p> <p>(2) (1)の照会により、これらの個人信用情報機関に本会員等および本会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は、当該信用情報の提供を受け、本会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用すること。</p> <p>(3)両社が本会員等の本契約に関する信用情報である個人情報（本規約末尾の「登録情報および登録期間」表（以下「登録情報・期間表」といいます。）に列挙する情報等をいいます。）を、加盟個人信用情報機関に提供すること。なお、当該個人情報は、加盟個人信用情報機関に登録され、同表に定める期間保存されて、(4)に定めるとおり利用されます。</p> <p>(4)加盟個人信用情報機関が、当該機関および提携個人信用情報機関の加盟事業者による取引上の判断のために、保有する信用情報を以下のとおり利用すること、および加盟事業者に提供すること。</p> <p>①加盟個人信用情報機関は下記の信用情報（登録情報・期間表に列挙される情報を含みます。）を保有します。</p> <p>ア. (3)により、両社を含め、加盟事業者から提供を受けた情報</p> <p>イ. 加盟個人信用情報機関が収集した上記ア以外の情報</p> <p>ウ. 加盟個人信用情報機関が、保有する信用情報に分析等の処理を行い算出した数値等の情報、およびその関連情報</p> <p>②加盟個人信用情報機関は、保有する①の信用情報を以下の目的で利用します。</p> <p>ア. 信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他自己の業務を適切に実施するための処理</p> <p>イ. 信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p> <p>ウ. ③に基づく信用情報の提供</p> <p>③加盟個人信用情報機関は、①の信用情報を加盟事業者に提供します。また、加盟個人信用情報機関は、①の信用情報の一部を提携個人信用情報機関を通じて、その加盟事業者に提供します。加盟事業者は、自己の与信取引上の判断（顧客および顧客の配偶者の支払能力・返済能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法または貸金業法に基づき加盟事業者が個人信用情報機関から提供を受ける情報については、支払能力・返済能力の調査の目的に限ります。）のために利用します。</p> <p>(5)前号により加盟個人信用情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟事業者に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人信用情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人信用情報機関および当該機関の加盟事業者が個人情報を相互に提供し、利用すること。</p> <p>2. 加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関は、本規約末尾に記載の個人信用情報機関とします。なお、銀行またはJCBが新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。</p> <p>第3章 ショッピング利用・金融サービス</p> <p>第22条 (ショッピングの利用)</p> <p>10. 貴金属、金券類、プリペイドカード等の前払式支払手段、現金類似物・現金等価物（疑似通貨、</p>

改定前	改定後
回数券等を含みますが、これらに限りません。)、パソコン等の一部の商品の購入および電子マネーの入金等については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。	電子マネー、回数券等を含みますが、これらに限りません。)、パソコン、射幸性のある商品等、その他当行所定の一部の商品・権利の購入および役務の提供については、第20条第1項に定める金額の範囲内であったとしても、本会員の信用状況または会員のカード利用状況その他の事情により、会員のショッピング利用が制限され、カードをご利用になれない場合があります。この場合、他の加盟店においてはショッピング利用できる場合であっても、上記のショッピング利用についてのみ制限を受ける場合があることについて、会員は承諾するものとします。
第32条 (CD・ATMでの利用) 会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は銀行に対し、銀行所定の金融機関利用料を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。 (1)キャッシュリボ払いの利用または随時支払い (2)ショッピングリボ払いの随時支払い	第32条 (CD・ATMでの利用) 会員は、JCBと提携する金融機関等のCD・ATMで以下の取引を行うことができます。その場合、会員は銀行に対し、(1)においては銀行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載の「キャッシングサービスのご案内」およびく繰上返済方法)に定めるものをいいます。)を、(2)においては銀行所定の金融機関利用料(本規約末尾に記載のく繰上返済方法)に定めるものをいいます。)を支払うものとします。なお、CD・ATMの機種や設置地域、店舗等により、利用できない取引があり、また、CD・ATMの設置店舗の営業時間やシステム保守等により、利用できない時間帯があります。 (1)キャッシングリボ払いの利用または随時支払い (2)ショッピングリボ払いの随時支払い
第4章 お支払い方法その他 第33条 (約定支払日と口座振替) 1. 毎月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員が届け出た銀行所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」といいます。)から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、本会員の銀行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により銀行が特に指定した場合には、銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合には、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または銀行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。 7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表いたします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。	第4章 お支払い方法その他 第33条 (約定支払日と口座振替) 1. 每月10日(当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日)を約定支払日とし、本会員はショッピング利用代金の支払区分および金融サービスごとに定められた該当する約定支払日に支払うべき金額(以下「約定支払額」といいます。)を、予め本会員が届け出た銀行所定の金融機関の預金口座等(原則として本会員名義の口座を届け出るものとします。以下「お支払い口座」といいます。)から口座振替または自動引落しの方法により支払うものとします。ただし、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日等にお支払いいただくことや、本会員の銀行に対するお支払い口座の届け出の遅延、金融機関の都合等により銀行が特に指定した場合には、銀行所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替または自動引落しができなかった場合または事務上の都合がある場合には、当該約定支払日以降の日に、約定支払額の全額または一部につき、お支払い口座が開設されている金融機関との約定に基づく口座振替または銀行所定の方法による自動引落しがなされることがあります。 7. 第4項から第6項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準に銀行が指定した料率(銀行が別途公表します。)を加算したものとします。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することができます。
第34条 (明細) (新設)	第34条 (明細) 4. 銀行は本会員または本会員であった者(以下、本項において「再発行希望者」といいます。)が明細書の再発行(銀行が過去に第1項に基づき明細を通知し、または第2項等に基づき明細書を送付したものについて、同一の明細にかかる明細書を再度発行することをいいます。)を希望し、銀行がこれを認める場合には、銀行所定の方法により、再発行希望者に対して明細書を送付します。銀行が再発行希望者に再発行した明細書を送付する場合、再発行希望者は銀行に対し、明細書の再発行および送付に係る手数料として銀行が定める額を銀行が定める時期までに支払うものとします。この場合、第2項ただし書は準用されません。また、本項の規定は会員が退会し、または会員資格を喪失した後も有効とします。
第38条の2 (取引の制限等) 銀行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、銀行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それ	第38条の2 (取引の制限等) 銀行は、以下の各号のいずれかに該当する場合、銀行が必要と判断する期間、会員のカード利用(ショッピング利用、海外キャッシング1回払いおよびキャッシングリボ払いの利用を含みますが、それ

東邦A I w a y s カード<J C B>会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>らに限りません。以下同じです。)を停止し、または制限する場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、銀行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>(1)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</p> <p>(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと銀行が判断した場合</p> <p>(3)会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると銀行が判断した場合</p> <p>(4)会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</p> <p>(5)会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいいます。以下同じです。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって銀行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</p> <p>(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと銀行が合理的に判断した場合</p>	<p>らに限りません。以下同じです。)を停止し、または制限する（一部の加盟店においてのみカード利用できない場合を含みます。）場合があります。なお、(1)の理由によりカード利用を停止または制限する場合、本会員のその後の支払状況にかかわらず、銀行が定める一定期間、当該停止または制限を継続する場合があります。</p> <p>(1)本会員が約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合、その他本会員の銀行に対する一切の債務の全部または一部について延滞が発生している場合</p> <p>(2)前号のほか、会員のカードの利用状況および本会員の信用状況等により会員のカード利用が適当でないと銀行が判断した場合</p> <p>(3)会員が第11条の3に違反しているか、または違反しているおそれがあると銀行が判断した場合</p> <p>(4)会員が第9条第1項第2文に基づく資料の提出に応じなかった場合、あるいは第11条第2項に基づく両社の求めに対して、回答を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合</p> <p>(5)会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいいます。以下同じです。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって銀行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</p> <p>(6)前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと銀行が合理的に判断した場合</p> <p>(7)第22条第10項に該当した場合</p>
2025年2月28日現在	2026年3月31日現在
<p>〈ご相談窓口〉</p> <p>3.個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ（ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番6に従うものとします。）については下記までお願いします。</p>	<p>〈ご相談窓口〉</p> <p>3.個人情報の開示・訂正・削除等の会員の個人情報に関する各種お問い合わせ（ただし個人情報の共同利用に関するお問い合わせについては項番6に従うものとします。）については下記までお願いします。なお、銀行およびJCBでは、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者を設置しております。</p>
(GSH00555・20230331)	(GSH00555・20260331)
<p>〈加盟個人信用情報機関〉</p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト15階 電話番号 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ ●全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構 (JICC) 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>	<p>〈加盟個人信用情報機関〉</p> <p>本規約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●株式会社シー・アイ・シー (CIC) (割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 電話番号 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/ ●全国銀行個人信用情報センター 電話番号 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ●株式会社日本信用情報機構 (JICC) 電話番号 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ <p>※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。</p>

東邦A I w a y s カード<J C B>会員規約 新旧対照表

改定前				改定後				
登録情報および登録期間				登録情報および登録期間				
	C I C	全国銀行個人信用 情報センター	J I C C		C I C	全国銀行個人信用 情報センター	J I C C	
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間				左記②③④⑤⑥のいずれかの情報が登録されている期間			
②加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約にかかる申し込みの事実	当該利用日より 6 カ月間	当該利用日から 1 年を超えない期間	当該利用日から 6 カ月以内	②本契約の申し込みに係る事実 (加盟個人信用情報機関への照会日、契約の種類等)	当該照会日より 6 カ月間	当該照会日から 1 年を超えない期間	当該照会日から 6 カ月以内	
③入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	③本契約に係る事実 (入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容、支払い状況、債務の支払いを延滞した事実等)	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年を超えない期間	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から 5 年以内	
④官報において公開されている情報	-	破産手続き開始決定等を受けた日から 7 年を超えない期間	-	④官報において公開されている情報	-	破産手続き開始決定等を受けた日から 7 年を超えない期間	-	
⑤登録情報に関する苦情を受け調査中である旨	当該調査中の期間				当該調査中の期間			
⑥本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内	本人申告のあった日から 5 年を超えない期間	登録日から 5 年以内	⑥本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	登録日より 5 年以内	本人申告のあった日から 5 年を超えない期間	登録日から 5 年以内	

ショッピングリボ払いのご案内

1. 毎月のお支払い元金

		締切日(毎月 15 日)のご利用残高			
		10 万円以下	10 万円超 50 万円以下	50 万円超 100 万円以下	100 万円超
全額コース		締切日(毎月 15 日)のご利用残高全額			
定額コース		ご指定の金額(5 千円以上 1 千円単位)*			
残高 スライド コース	ゆとりコース	5 千円	1 万円	1 万 5 千円	2 万円
	標準コース	1 万円	10 万円超 10 万円ごとに 1 万円加算		
	短期コース	2 万円	10 万円超 10 万円ごとに 2 万円加算		

ショッピングリボ払いのご案内

1. 每月のお支払い元金

		締切日(毎月 15 日)のご利用残高			
		10 万円以下	10 万円超 50 万円以下	50 万円超 100 万円以下	100 万円超
全額コース		締切日(毎月 15 日)のご利用残高全額			
定額コース		ご指定の金額(5 千円以上 1 千円単位)*			
残高 スライド コース	ゆとりコース	5 千円	1 万円	1 万 5 千円	2 万円
	標準コース	1 万円	10 万円超 10 万円ごとに 1 万円加算		
	短期コース	2 万円	10 万円超 10 万円ごとに 2 万円加算		

東邦A I w a y s カード<J C B>会員規約 新旧対照表

改定前	改定後																																																																																																																
<p>*ゴールド会員、ザ・クラス会員の場合は1万円以上1千円単位となります。</p> <p>*適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」（以下、「カード発行台紙」といいます。）に記載されます。</p> <p>*指定する欄がない、もしくはご指定いただいている場合[A]もしくは[B]となります。</p> <p>[A]新規ご入会の場合は定額コース1万円とさせていただきます。</p> <p>[B]新カードへお切替の場合は、お切替前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコース または標準コースのみ選択可能です。</p> <p>2. 手数料率 実質年率 15.00%</p> <p>※会員規約（ショッピング利用代金の支払区分）に定めるショッピング利用代金の支払区分をすべてショッピングリボ払いとする方式を利用する場合は、実質年率15.00%になります。</p> <p>[初回のご請求] 実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日</p> <p>[2回目以降のご請求] 実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日</p> <p>3. お支払い例</p> <p>・定額コース1万円、手数料率15.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合</p> <p>(1)8月10日のお支払い</p> <table> <tr> <td>①お支払い元金</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>②手数料</td> <td>747 円 (7万円×15.00%×26日／365日)</td> </tr> <tr> <td>③8月10日の弁済金</td> <td>10,747 円 (①+②)</td> </tr> </table> <p>(2)9月10日のお支払い</p> <table> <tr> <td>①お支払い元金</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>②手数料</td> <td>764 円 (6万円×15.00%×31日／365日)</td> </tr> <tr> <td>③9月10日の弁済金</td> <td>10,764 円 (①+②)</td> </tr> </table> <p>ショッピング分割払いのご案内</p> <p>1. 手数料率 実質年率 15.00%</p> <p>2. 支払回数表</p> <p>実質年率 15.00%の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3回</th> <th>5回</th> <th>6回</th> <th>10回</th> <th>12回</th> <th>15回</th> <th>18回</th> <th>20回</th> <th>24回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td> <td>3カ月</td> <td>5カ月</td> <td>6カ月</td> <td>10カ月</td> <td>12カ月</td> <td>15カ月</td> <td>18カ月</td> <td>20カ月</td> <td>24カ月</td> </tr> <tr> <td>割賦係数</td> <td>2.51%</td> <td>3.78%</td> <td>4.42%</td> <td>7.00%</td> <td>8.31%</td> <td>10.29%</td> <td>12.29%</td> <td>13.64%</td> <td>16.37%</td> </tr> <tr> <td>ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額</td> <td>251円</td> <td>378円</td> <td>442円</td> <td>700円</td> <td>831円</td> <td>1,029円</td> <td>1,229円</td> <td>1,364円</td> <td>1,637円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合がございます。</p> <p>3. お支払い例</p> <p>実質年率15.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合</p> <p>A. 上表に基づく手数料総額</p>	①お支払い元金	10,000 円	②手数料	747 円 (7万円×15.00%×26日／365日)	③8月10日の弁済金	10,747 円 (①+②)	①お支払い元金	10,000 円	②手数料	764 円 (6万円×15.00%×31日／365日)	③9月10日の弁済金	10,764 円 (①+②)		3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	支払期間	3カ月	5カ月	6カ月	10カ月	12カ月	15カ月	18カ月	20カ月	24カ月	割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%	ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	251円	378円	442円	700円	831円	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円	<p>*2026年4月3日より、ご指定の金額は1千円以上1千円単位に変更します。なお、ザ・クラス、プラチナ、ゴールド、ビジネスカード等をお持ちの会員の方は、2026年4月2日までは1万円以上1千円単位となります。</p> <p>*適用されるコースおよび元金額は、カードお届け時の「カード発行のご案内」（以下、「カード発行台紙」といいます。）に記載されます。</p> <p>*新カードへお切り替えの場合に、指定する欄がない、もしくはご指定いただいている場合はお切り替え前の設定元金が引き継がれます。</p> <p>※スマリボに新規登録する場合は、残高スライドゆとりコース または標準コースのみ選択可能です。</p> <p>2. 手数料率</p> <table border="1"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から (※1)</td> <td>実質年率 18.00%</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率 15.00%</td> </tr> </table> <p>(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ (https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html) で公表します。</p> <p>[初回のご請求] 実質年率×日数（締切日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日</p> <p>[2回目以降のご請求] 実質年率×日数（約定支払日の翌日より翌月の約定支払日まで）÷365日</p> <p>3. お支払い例</p> <p>・定額コース1万円、手数料率18.00%の方が6月30日に7万円をご利用の場合</p> <p>(1)8月10日のお支払い</p> <table> <tr> <td>①お支払い元金</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>②手数料</td> <td>897 円 (7万円×18.00%×26日÷365日)</td> </tr> <tr> <td>③8月10日の弁済金</td> <td>10,897 円 (①+②)</td> </tr> </table> <p>(2)9月10日のお支払い</p> <table> <tr> <td>①お支払い元金</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>②手数料</td> <td>917 円 (6万円×18.00%×31日÷365日)</td> </tr> <tr> <td>③9月10日の弁済金</td> <td>10,917 円 (①+②)</td> </tr> </table> <p>ショッピング分割払いのご案内</p> <p>1. 手数料率</p> <table border="1"> <tr> <td>2026年10月1日ご利用分から (※1)</td> <td>実質年率 18.00% [月利 1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026年9月30日ご利用分まで</td> <td>実質年率 15.00% [月利 1.25%]</td> </tr> </table> <p>(※1) 利率改定は2026年10月1日を目途としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。詳細の日付は別途ホームページ (https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html) で公表します。</p> <p>2. 支払回数および支払期間</p> <p>3回(3カ月)～60回(60カ月)の各回(各月数)</p> <p><ショッピング利用代金10,000円当たりの分割払手数料の額の例></p> <p>実質年率 18.00%の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3回</th> <th>10回</th> <th>12回</th> <th>18回</th> <th>24回</th> <th>30回</th> <th>36回</th> <th>48回</th> <th>60回</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払期間</td> <td>3カ月</td> <td>10カ月</td> <td>12カ月</td> <td>18カ月</td> <td>24カ月</td> <td>30カ月</td> <td>36カ月</td> <td>48カ月</td> <td>60カ月</td> </tr> <tr> <td>割賦係数</td> <td>3.01%</td> <td>8.43%</td> <td>10.02%</td> <td>14.85%</td> <td>19.82%</td> <td>24.92%</td> <td>30.15%</td> <td>41.00%</td> <td>52.36%</td> </tr> <tr> <td>ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額</td> <td>301円</td> <td>843円</td> <td>1,002円</td> <td>1,485円</td> <td>1,982円</td> <td>2,492円</td> <td>3,015円</td> <td>4,100円</td> <td>5,236円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加盟店により、上記以外の支払回数がご指定いただける場合がございます。</p> <p>3. お支払い例</p> <p>実質年率18.00%の方が6月30日に現金販売価格10万円の商品を10回払いでご購入の場合</p> <p>A. 上表に基づく手数料総額</p>	2026年10月1日ご利用分から (※1)	実質年率 18.00%	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率 15.00%	①お支払い元金	10,000 円	②手数料	897 円 (7万円×18.00%×26日÷365日)	③8月10日の弁済金	10,897 円 (①+②)	①お支払い元金	10,000 円	②手数料	917 円 (6万円×18.00%×31日÷365日)	③9月10日の弁済金	10,917 円 (①+②)	2026年10月1日ご利用分から (※1)	実質年率 18.00% [月利 1.50%]	2026年9月30日ご利用分まで	実質年率 15.00% [月利 1.25%]		3回	10回	12回	18回	24回	30回	36回	48回	60回	支払期間	3カ月	10カ月	12カ月	18カ月	24カ月	30カ月	36カ月	48カ月	60カ月	割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%	ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円
①お支払い元金	10,000 円																																																																																																																
②手数料	747 円 (7万円×15.00%×26日／365日)																																																																																																																
③8月10日の弁済金	10,747 円 (①+②)																																																																																																																
①お支払い元金	10,000 円																																																																																																																
②手数料	764 円 (6万円×15.00%×31日／365日)																																																																																																																
③9月10日の弁済金	10,764 円 (①+②)																																																																																																																
	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回																																																																																																								
支払期間	3カ月	5カ月	6カ月	10カ月	12カ月	15カ月	18カ月	20カ月	24カ月																																																																																																								
割賦係数	2.51%	3.78%	4.42%	7.00%	8.31%	10.29%	12.29%	13.64%	16.37%																																																																																																								
ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	251円	378円	442円	700円	831円	1,029円	1,229円	1,364円	1,637円																																																																																																								
2026年10月1日ご利用分から (※1)	実質年率 18.00%																																																																																																																
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率 15.00%																																																																																																																
①お支払い元金	10,000 円																																																																																																																
②手数料	897 円 (7万円×18.00%×26日÷365日)																																																																																																																
③8月10日の弁済金	10,897 円 (①+②)																																																																																																																
①お支払い元金	10,000 円																																																																																																																
②手数料	917 円 (6万円×18.00%×31日÷365日)																																																																																																																
③9月10日の弁済金	10,917 円 (①+②)																																																																																																																
2026年10月1日ご利用分から (※1)	実質年率 18.00% [月利 1.50%]																																																																																																																
2026年9月30日ご利用分まで	実質年率 15.00% [月利 1.25%]																																																																																																																
	3回	10回	12回	18回	24回	30回	36回	48回	60回																																																																																																								
支払期間	3カ月	10カ月	12カ月	18カ月	24カ月	30カ月	36カ月	48カ月	60カ月																																																																																																								
割賦係数	3.01%	8.43%	10.02%	14.85%	19.82%	24.92%	30.15%	41.00%	52.36%																																																																																																								
ショッピング利用代金 10,000円あたりの 分割払手数料の額	301円	843円	1,002円	1,485円	1,982円	2,492円	3,015円	4,100円	5,236円																																																																																																								

東邦A I w a y s カード<J C B>会員規約 新旧対照表

改定前	改定後				
<p>100,000 円×7.00% = 7,000 円 B. 上表に基づく支払総額 $100,000 \text{ 円} + 7,000 \text{ 円} = 107,000 \text{ 円} \text{※1}$ C. 毎月の支払額 $107,000 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,700 \text{ 円} \text{※2}$ (ただし、初回 10,518 円※3、最終回 10,699 円※4) D. 分割支払金合計額 $10,518 \text{ 円 (初回)} + 10,700 \text{ 円} \times 8 \text{ (第2回～第9回)}$ $+ 10,699 \text{ 円 (最終回)} = 106,817 \text{ 円}$</p> <p>※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。（計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。） ※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。 ※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。 月利計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 1.25\% = 1,250 \text{ 円}$ 初回支払元金 $10,700 \text{ 円} - 1,250 \text{ 円} = 9,450 \text{ 円}$ 日割計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 15.00\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,068 \text{ 円}$ (ご利用金額×実質年率×日数（締切日の翌日より翌月 10 日まで）÷365 日) 初回支払額 $9,450 \text{ 円} + 1,068 \text{ 円} = 10,518 \text{ 円}$ ※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金（現金販売価格からお支払済分割支払元金（初回から第9回まで）の合計を差し引いた金額）と手数料の合計となります。 第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。 <例：第2回> 初回支払後残高 $100,000 \text{ 円} - 9,450 \text{ 円} = 90,550 \text{ 円}$ 月利計算の手数料 $90,550 \text{ 円} \times 1.25\% = 1,131 \text{ 円}$ 第2回支払元金 $10,700 \text{ 円} - 1,131 \text{ 円} = 9,569 \text{ 円}$</p>	<p>100,000 円×8.43% = 8,430 円 B. 上表に基づく支払総額 $100,000 \text{ 円} + 8,430 \text{ 円} = 108,430 \text{ 円} \text{※1}$ C. 毎月の支払額 $108,430 \text{ 円} \div 10 \text{ 回} = 10,843 \text{ 円} \text{※2}$ (ただし、初回 10,625 円※3、最終回 10,842 円※4) D. 分割支払金合計額 $10,625 \text{ 円 (初回)} + 10,843 \text{ 円} \times 8 \text{ (第2回～第9回)}$ $+ 10,842 \text{ 円 (最終回)} = 108,211 \text{ 円}$</p> <p>※1 「D. 分割支払金合計額」は、「B. 上表に基づく支払総額」を超えない範囲とします。（計算の過程で端数金額が生じた場合は、調整されます。） ※2 毎月の支払金額を均等にするため、いったん割賦係数を用いて「C. 毎月の支払額」を算出しています。 ※3 初回支払額は上記「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額を支払元金とし、それに日割計算で求めた手数料を加えた金額となります。 月利計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 1.50\% = 1,500 \text{ 円}$ 初回支払元金 $10,843 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円} = 9,343 \text{ 円}$ 日割計算の手数料 $100,000 \text{ 円} \times 18.00\% \times 26 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} = 1,282 \text{ 円}$ (ご利用金額×実質年率×日数（締切日の翌日より翌月 10 日まで）÷365 日) 初回支払額 $9,343 \text{ 円} + 1,282 \text{ 円} = 10,625 \text{ 円}$ ※4 最終回の支払額は、最終回の分割支払元金（現金販売価格からお支払済分割支払元金（初回から第9回まで）の合計を差し引いた金額）と手数料の合計となります。 第2回から第9回までの分割支払元金は、「C. 毎月の支払額」から月利で求めた手数料を引いた金額となります。 <例：第2回> 初回支払後残高 $100,000 \text{ 円} - 9,343 \text{ 円} = 90,657 \text{ 円}$ 月利計算の手数料 $90,657 \text{ 円} \times 1.50\% = 1,359 \text{ 円}$ 第2回支払元金 $10,843 \text{ 円} - 1,359 \text{ 円} = 9,484 \text{ 円}$</p>				
<p>ショッピングスキップ払いのご案内 ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の 10 日（ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）に一括（1回）でのお支払いとなります。 手数料：ご利用金額×手数料率（月利）×繰延月数（変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。） 支払期間：54～239 日</p> <p>1. 手数料率 実質年率 15.00%（月利 1.25%） 2. お支払い例 実質年率 15.00%の方が 6 月 30 日にショッピング 1 回払いにて 1 万円を利用し（8 月 10 日お支払い分にて利用）、お支払い月を 11 月 10 日へ変更した場合 <11 月 10 日のお支払い> ①お支払い元金 10,000 円 ②手数料 375 円（1 万円×3 カ月×15.00% /12 カ月） ③11 月 10 日の支払額（支払総額） 10,375 円（①+②）</p>	<p>ショッピングスキップ払いのご案内 ご利用金額にショッピングスキップ払い手数料を加えた金額を、ご指定のお支払い月の 10 日（ただし、当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）に一括（1回）でのお支払いとなります。 手数料：ご利用金額×手数料率（月利）×繰延月数（変更前お支払い月からご指定のお支払い月までの月数をいいます。） 支払期間：54～239 日</p> <p>1. 手数料率</p> <table border="1"> <tr> <td>2026 年 10 月 1 日ご利用分から（※1）</td> <td>実質年率 18.00% [月利 1.50%]</td> </tr> <tr> <td>2026 年 9 月 30 日ご利用分まで</td> <td>実質年率 15.00% [月利 1.25%]</td> </tr> </table> <p>（※1）利率改定は 2026 年 10 月 1 日を日付としておりますが、その日よりも後の日となる可能性があります。 詳細の日付は別途ホームページ（https://www.jcb.co.jp/release/oshirase_payment.html）で公表します。</p> <p>2. お支払い例 実質年率 18.00%の方が 6 月 30 日にショッピング 1 回払いにて 1 万円を利用し（8 月 10 日お支払い分にて利用）、お支払い月を 11 月 10 日へ変更した場合 <11 月 10 日のお支払い> ①お支払い元金 10,000 円 ②手数料 450 円（1 万円×3 カ月×18.00% /12 カ月） ③11 月 10 日の支払額（支払総額） 10,450 円（①+②）</p>	2026 年 10 月 1 日ご利用分から（※1）	実質年率 18.00% [月利 1.50%]	2026 年 9 月 30 日ご利用分まで	実質年率 15.00% [月利 1.25%]
2026 年 10 月 1 日ご利用分から（※1）	実質年率 18.00% [月利 1.50%]				
2026 年 9 月 30 日ご利用分まで	実質年率 15.00% [月利 1.25%]				

東邦A I w a y s カード<J C B>会員規約 新旧対照表

改定前						改定後																																			
<繰上返済方法>						<繰上返済方法>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>ショッピング リボ払い</th><th>ショッピング 分割払い*</th><th>海外キャッシング 1回払い</th><th>キャッシング リボ払い</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ATMによるご返済</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>銀行のATMおよび提携金融機関ATM等から入金して返済する方法</td></tr> <tr> <td>2. 口座振替によるご返済</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法</td></tr> <tr> <td>3. 口座振込でのご返済</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法</td></tr> <tr> <td>4. 持参によるご返済</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>銀行に現金を持参して返済する方法</td></tr> </tbody> </table>							ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	海外キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い		1. ATMによるご返済	○	×	×	○	銀行のATMおよび提携金融機関ATM等から入金して返済する方法	2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法	3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法	4. 持参によるご返済	○	○	○	○	銀行に現金を持参して返済する方法						
	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	海外キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い																																					
1. ATMによるご返済	○	×	×	○	銀行のATMおよび提携金融機関ATM等から入金して返済する方法																																				
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法																																				
3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法																																				
4. 持参によるご返済	○	○	○	○	銀行に現金を持参して返済する方法																																				
<p>* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p>						<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>ショッピング リボ払い</th><th>ショッピング 分割払い*</th><th>海外キャッシング 1回払い</th><th>キャッシング リボ払い</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. ATMによるご返済</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>○</td><td>銀行のATMおよび提携金融機関ATM等から入金して返済する方法</td></tr> <tr> <td>2. 口座振替によるご返済</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法</td></tr> <tr> <td>3. 口座振込でのご返済</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法</td></tr> <tr> <td>4. 持参によるご返済</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>銀行に現金を持参して返済する方法</td></tr> </tbody> </table>							ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	海外キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い		1. ATMによるご返済	○	×	×	○	銀行のATMおよび提携金融機関ATM等から入金して返済する方法	2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法	3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法	4. 持参によるご返済	○	○	○	○	銀行に現金を持参して返済する方法
	ショッピング リボ払い	ショッピング 分割払い*	海外キャッシング 1回払い	キャッシング リボ払い																																					
1. ATMによるご返済	○	×	×	○	銀行のATMおよび提携金融機関ATM等から入金して返済する方法																																				
2. 口座振替によるご返済	○	○	×	○	事前に銀行に申し出ることにより、約定支払日に口座振替により返済する方法																																				
3. 口座振込でのご返済	○	○	○	○	事前に銀行に申し出のうえ、銀行指定口座への振込により返済する方法																																				
4. 持参によるご返済	○	○	○	○	銀行に現金を持参して返済する方法																																				
<p>銀行が別途公表（https://www.jcb.co.jp/release/atm_fee.html）する日よりATM手数料が発生します。</p> <p>* 全額繰上返済のみとなります。なお、ショッピングスキップ払いの繰上返済方法はショッピング分割払いの返済方法と同様です。</p> <p>※全額繰上返済の場合、日割計算にて返済日までの手数料または利息を併せ支払うものとします。</p> <p>※一部繰上返済の場合、原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし（キャッシングサービスに対する充当金額は1千円以上1千円単位または1万円以上1万円単位となります。）、次回以降の約定支払日に、日割計算にて元本額に応じた手数料または利息を支払うものとします。</p> <p>※上記「1. ATMによるご返済」の場合、ATM手数料(1回のご利用金額が1万円以下の場合は110円(税込)、1万円を超える場合は220円(税込))はお客様のご負担となります。</p> <p>（カード発行会社により、手数料をご負担いただくCD・ATMの対象が異なる場合があります。）</p> <p>※金融機関・ATM保有会社等や加盟店等からJCBに対してカードのご利用に関する売上票・売上データが到着するまでの間は、各種の繰上返済を行うことはできません。特に海外キャッシング1回払いの場合や一部の加盟店でのショッピング利用の場合、ご利用日から売上票・売上データの到着日まで日数がかかる場合があります。</p> <p>※持参によるご返済は受付できる営業所・時間等の制限がございますので、事前にご相談窓口にお問い合わせください。</p>																																									